

北九州市上下水道局公告第146号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月21日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 工事概要	工事名	日明浄化センター1系最終沈殿池機械設備改良工事
	工事場所	北九州市小倉北区西港町9番地の3
	工事内容	日明浄化センターの1系最終沈殿池機械設備改良工事
	工期	請負契約締結の日から令和10年3月15日まで
	予定価格	2億5,110万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	その他	この工事は、週単位週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、現場説明書（特記仕様書）を確認すること。
2 競争入札参加資格	本件工事の入札は、混合入札（単体の有資格業者又は共同企業体のいずれによっても競争参加することができる入札をいう。）の方法により行う。 （1） 次のいずれにも該当する者であること。	
	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	機械器具設置工事（希望工種の順位を問わない。）
	許可	機械器具設置工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	その他	北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
	（2） 単体の有資格業者として競争参加を行う場合は、次のいずれにも該当する者であること。	
	所在地	北九州市内に、本店、主たる営業所、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。
	実績	次の指名実績（一般競争入札において参加資格有りとしたものと認めたものを含む。以下同じ。）又は施工実績を有すること。 ア 指名実績については、次のいずれの条件も満たす本市が発注した公共下水道プラント工事（撤去工事及び建築設備工事を除く。以下同じ。）について、単体又は共同企業体の構成員として、指名実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表者であるものに限る。 （ア） 令和3年度以降の指名であること。 （イ） 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が7,000万円以上であること。 （ウ） 現有水処理能力4万m ³ /日以上終末処理場内での機械器具設置工事であること。 （エ） 長さ16m以上の沈殿池（円形を除く。）における汚泥かき寄せ機設備工事であること。 イ 施工実績については、次のいずれの条件も満たす地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した公共下水道プラント工事又は流域下水道プラント工事（撤去工事及び建築設備工事を除く。以下同じ。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表者であるものに限る。 （ア） 平成28年度以降に受注し、令和8年3月31日までに完成し又は引渡し完了していること。 （イ） 当初契約金額が7,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であること。 （ウ） 現有水処理能力4万m ³ /日以上終末処理場内での機械器具設置工事であること。 （エ） 長さ16m以上の沈殿池（円形を除く。）における汚泥かき寄せ機設備工事であること。
	（3） 共同企業体として競争参加を行う場合は、次のいずれにも該当する者であること。	
	結成基準	ア 自主結成方式とし、構成員（代表者及び代表者以外の構成員をいう。以下同じ。）の数は2社とする。 イ 各構成員の出資比率は、100分の30以上であること。 ウ 構成員は、この工事について単体の有資格業者として競争参加していないこと。 エ 構成員は、この工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。

	代表者の条件	ア 出資比率が構成員中最大であること。 イ 北九州市内に、本店、主たる営業所、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。 ウ 次の指名実績又は施工実績を有すること。 (ア) 指名実績については、次のいずれの条件も満たす本市が発注した公共下水道プラント工事について、単体又は共同企業体の構成員として、指名実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表者であるものに限る。 a 令和3年度以降の指名であること。 b 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が7,000万円以上であること。 c 現有水処理能力4万m³/日以上 of 終末処理場内での機械器具設置工事であること。 d 長さ16m以上の沈殿池（円形を除く。）における汚泥かき寄せ機設備工事であること。 (イ) 施工実績については、次のいずれの条件も満たす地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した公共下水道プラント工事又は流域下水道プラント工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は代表者であるものに限る。 a 平成28年度以降に受注し、令和8年3月31日までに完成し又は引渡しが完了していること。 b 当初契約金額が7,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であること。 c 現有水処理能力4万m³/日以上 of 終末処理場内での機械器具設置工事であること。 d 長さ16m以上の沈殿池（円形を除く。）における汚泥かき寄せ機設備工事であること。
	代表者以外の構成員の条件	ア 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。 イ 次の指名実績又は施工実績を有すること。 (ア) 本市が発注した予定価格が250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の公共下水道プラント工事（軽微な工事（注2）を除く。以下同じ。）について、単体又は共同企業体の構成員として、令和3年度以降の指名実績を有すること。 (イ) 平成28年度以降に受注し、令和8年3月31日までに完成し又は引渡しが完了している本市が発注した予定価格が250万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の公共下水道プラント工事について、単体又は共同企業体の構成員として施工実績を有すること。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注3）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和8年11月2日まで（注3）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和8年11月4日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和8年11月12日及び同月13日 午前9時から午後7時まで (2) 令和8年11月16日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和8年11月17日 午前9時00分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係る技術者については、建設業法（昭和24年法律第100号）等関係法令を遵守し、請負代金額及び下請代金総額に応じて、適切に配置すること。なお、当該技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者を配置すること。 (2) この工事は、本市が定める要件に該当すれば、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置ができる工事である。本市が定める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人及び技術者の配置等に関する運用」を参照すること。 (3) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (4) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。	

	(5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1	北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
注2	北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
注3	この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。